

1 技能検定関係（同一の検定職種に限る。）

対 象 者		技能検定試験の免除の範囲					備考
		特 級	1 級	2 級	3 級	単一等級	
特 級	実技試験のみ合格	実技の全部	—	—	—	—	※1
	学科試験のみ合格	学科の全部	—	—	—	—	※1
1 級	技能検定合格	—	学科の全部			—	
	実技試験のみ合格	—	実技の全部			—	※2
	学科試験のみ合格	—	学科の全部			—	※2
2 級	技能検定合格	—	—	学科の全部		—	
	実技試験のみ合格	—	—	実技の全部		—	※2
	学科試験のみ合格	—	—	学科の全部		—	※2
3 級	技能検定合格	—	—	—	学科の全部	—	
	実技試験のみ合格	—	—	—	実技の全部	—	※2
	学科試験のみ合格	—	—	—	学科の全部	—	※2
単 一 等 級	技能検定合格	—	—	—	—	学科の全部	
	実技試験のみ合格	—	—	—	—	実技の全部	※2
	学科試験のみ合格	—	—	—	—	学科の全部	※2

※1：実技試験又は学科試験に合格した日から5年間（当該合格した実技試験が行われた日の翌日から起算して5年を経過した日の属する年の翌年（その日が1月1日から3月31日までの間である場合は、その日の属する年）の3月31日まで）有効。

※2：複数作業のある検定職種の場合には、同一作業に限る。

2 職業能力開発行政関係（検定職種に関する訓練科又は免許職種に限る。）

対 象 者			技能検定試験の免除の範囲					備考
			特 級	1 級	2 級	3 級	単一等級	
職業訓練指導員試験合格又は職業訓練指導員免許取得			－	学科の全部			学科の全部	
応用課程又は特定応用課程の 高度職業訓練における技能照 査合格	技能照査合格後 実務経験年数	5 年	学科の全部			学科の全部	※2	
		2 年	－	学科の全部		学科の全部	※2	
			－	－	学科の全部		学科の全部	※2
専門課程又は特定専門課程の 高度職業訓練における技能照 査合格	技能照査合格後 実務経験年数	4 年	－	学科の全部		学科の全部	※2	
		1 年	－	－	学科の全部		学科の全部	※2
			－	－	学科の全部		－	※2
普通課程の普通職業訓練にお ける技能照査合格	技能照査合格後2年(2,800時 間以上なら1年)の実務経験		－	－	学科の全部		学科の全部	※2
			－	－	学科の全部		－	※2
短期課程の普通職業訓練につ いて修了時試験合格かつ修了	1級技能士コース		－	学科の全部			－	※2
	2級技能士コース		－	－	学科の全部		－	※2
	単一等級技能士コース		－	－	－	－	学科の全部	※2
技能五輪全国大会における技能証			－	実技の全部	－	－	実技の全部	
技能五輪地方大会における技能証			－	－	実技の全部		－	※1
全国障害者技能競技大会	実技部門の技能証		－	－	実技の全部		－	※1
	学科部門の技能証		－	－	学科の全部		－	※1

※1：平成16年10月21日が有効期限内である技能証は、その有効期限が過ぎたものであっても有効。

※2：職業能力開発促進法第92条に規定する職業訓練に準ずる訓練における技能照査又は修了時試験の合格者においても、技能照査又は修了時試験に合格した職業訓練の訓練課程に応じて、試験を免除する。

3 他法令等関係

対 象 者		技能検定試験の免除の範囲					備考
		特 級	1 級	2 級	3 級	単一等級	
建築士法による1級建築士試験若しくは2級建築士試験に合格した者又は1級建築士若しくは2級建築士の免許を受けた者		—	建築大工職種及びブロック建築職種に係る学科試験の全部		—	枠組壁建築職種に係る学科試験の全部	
建築士法による木造建築士試験に合格した者又は木造建築士の免許を受けた者		—	建築大工職種に係る学科試験の全部		—	枠組壁建築職種に係る学科試験の全部	